

令和4年度 大阪府 市民後見人養成講座 オリエンテーションを開催します

「認知症になっても、障がいがあっても
自分らしく暮らしたい」をお手伝いします。

あなたも始めてみませんか？ 市民後見人活動



「市民後見人」とは

家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことで、
大阪府社会福祉協議会での養成と、八尾市社会福祉協議会での活動支援を受けながら、
同じ地域の市民としての特性を活かした活動は、成年後見制度の重要な担い手として期待されています。

市民後見人の活動をしてみたいと思われる方のご応募お待ちしております。

日時

令和4年6月11日(土)

14:00~16:00

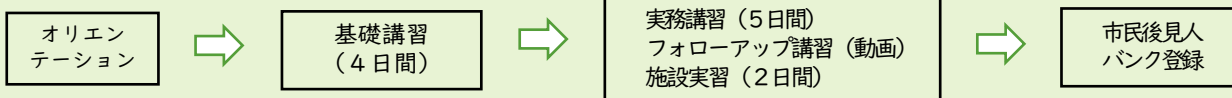
場所

布施駅前市民プラザ多目的ホール (ヴェルノール布施5階)

(東大阪市長堂1丁目8番37号)

市民後見人養成の流れ

(令和4年9月開始~令和5年3月頃終了予定)



受講要件 ※次の①~⑥すべてに回答する方

- ①次の大阪府内 17市4町のいずれかに 在住または 在勤の方
〔池田市・豊中市・高槻市・茨木市・枚方市・門真市・東大阪市・八尾市・富田林市・河内長野市・羽曳野市
大阪狭山市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町〕
- ②原則として「オリエンテーション」に参加し、講座の趣旨をご理解・ご賛同いただいた方
- ③令和5年3月31日現在の年齢が、25歳以上70歳未満の方
- ④次のいずれにも該当しない方
(1) 後見業務の養成研修を有する団体(専門職団体等)に所属している方
(2) 現に、親族以外の方の後見人として活動している方
- ⑤原則として、基礎講習のすべての日程(全4日間)に参加し、すべての科目を受講できる方
- ⑥成年後見制度や社会福祉活動に理解と熱意をもち、市民後見人として活動する意志のある方

受講は
無料です

お申込み・お問合せ

八尾市社会福祉協議会 権利擁護センター(愛称 ほっとネット)

電話: 072-924-0957 FAX: 072-924-0974

メール: kenriyogo@yaosyakyoo.org

ホームページも
ご覧ください!

